評定制度研究会 報告書

平成17年5月25日 評定制度研究会

評定制度研究会メンバー名簿

平成17年4月20日現在

座 長 岩原 紳作 東京大学大学院法学政治研究科教授

座 長 代 理 野村 修也 中央大学大学院法務研究科教授

メンバー 秋山 をね ㈱インテグレックス代表取締役社長

梅森 徹 日本銀行信用機構局参事役 兼 考査局参事役

大槻 奈那 スタンダード・アンド・プアーズ (S&P) 主席アナリスト

川上 陸司 A. T. カーニー㈱ヴァイスプレジデント

佐久間 守 ㈱東邦銀行総合企画部部長

柴田 敏彦 城北信用金庫総合企画部部長

福沢 俊彦 ㈱みずほ銀行経営企画部部長

細田 弘 (株格付投資情報センター (R&I) チーフアナリスト

本田 修 ㈱東日本銀行経営企画部副部長

森 公高 公認会計士(公認会計士協会常務理事)

渡辺 悟 江東信用組合監査室長

厚木 進 金融庁檢查局審議官

木村 耕三 金融庁検査局審査課長

目黒 謙一 金融庁検査局検査監理官

若杉 治幸 金融庁検査局市場リスク検査室長

古谷 雅彦 金融庁檢查局総務課企画調整室長

上條 崇 金融庁檢査局檢査指導官

窪寺 信 金融庁検査局総務課専門検査官(公認会計士)

桑原 茂裕 金融庁監督局総務課長

吉澤 守 金融庁監督局銀行第一課課長補佐(銀行第1係)

樋口 茂雄 金融庁監督局銀行第二課課長補佐(第二地方銀行係)

杉原 茂彦 金融庁監督局総務課課長補佐(協同組織金融室)

オブザーバー 其田 修一 関東財務局検査監理官

郷 佳也 近畿財務局檢査監理官

事 務 局 黒澤 利武 金融庁検査局総務課調査室長

評定制度研究会の日程・議事内容

第1回: 平成17年1月26日

一研究会の今後の進め方、考えられる論点等、金融検査の概要

第2回: 平成17年2月9日

- 民間格付機関の格付、旧評定制度

第3回: 平成17年2月17日

-米国における評定制度(CAMELS)

第4回: 平成17年2月23日

-英国における金融機関の監督手法 (ARROW)、日本銀行の評定制度

第5回:平成17年3月2日

-検査の濃淡、金融監督の概要

第6回: 平成17年3月16日

-評定制度に係る論点

第7回:平成17年3月24日

- CSR評価、法令等遵守態勢(顧客保護等管理態勢を含む)、リスク管理態勢(共通)

第8回:平成17年3月30日

-地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成 17~18 年度)、流動性リスク管理態勢、市場関連リスク管理態勢

第9回: 平成17年4月13日

-事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、信用リスク管理態勢

第10回: 平成17年4月20日

- 自己資本管理態勢、資産管理態勢、中小企業融資、各評定段階及び着眼点(例)

第11回: 平成17年4月27日

- COSOレポートの概要等、各評定段階及び着眼点(例)

第12回:平成17年5月11日

-各評定段階及び着眼点(例)

第13回: 平成17年5月18日

-米国連銀の検査報告書例、評定段階及び着眼点(例)、報告書(案)

第14回:平成17年5月25日

-金融検査に関する基本指針(案)、報告書(案)

評定制度研究会 報告書

目 次

はじめに		•	•	•	1
1.	金融検査の基本的考え方	•	•	•	1
2.	評定制度の意義	•	•	•	4
3.	評定制度のあり方	•	•	•	5
	(金融機関の規模や特性を踏まえた評価)	•	•	•	5
	(収益力の評価)	•	•	•	6
	(ガバナンスの評価)	•	•	•	7
4.	評定制度の具体的枠組み	•	•	•	8
	(評定項目等)	•	•	•	8
	(評定基準等)	•	•	•	8
	(選択的行政対応とのリンク)	•	•	•	9
	(評定手順等)	•	•	•	10
5.	実施時期	•	•	•	10
別添 「評定段階及び着眼点(例)」					

はじめに

- 1. 金融庁は、昨年12月、今後2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」を策定・公表し、今後実行すべき改革の道筋を示した。同プログラムは、現在の金融システムを巡る局面を「不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面(フェーズ)に転換しつつある」とした上で、望ましい金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力により実現することを目指すものである。そして、その具体的施策の1つとして、「財務状況のみならず、様々な観点からの、検査における評定制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応」を提案している。
- 2. 以上を踏まえ、本年1月、金融庁は、検査局内に、外部の有識者を加えた「評定制度研究会」を発足させ、爾来14回にわたり、検討を重ねてきた。本報告書はその結論をとりまとめたものである。

1. 金融検査の基本的考え方

- 3. わが国の金融システムを巡る局面は1つの転換点を迎えている。バブル崩壊後、日本経済全体のリスクと損失が集積され、長らく身動きをとれなくなっていた金融セクターにもようやく出口の光が兆してきている。十分なリターンに裏付けられない信用リスクを過剰に抱え込んでしまった結果積み上がった不良債権の山 これもようやく管理可能なレベルにまで収束しつつある。他方、規制緩和、技術革新、グローバル化の波は、新たなリスク・リターンのパターンに基づくビジネス・モデルの可能性を拓きつつあるように見える。
- 4. こうした中、金融機関には、守りのリスク管理一辺倒から、攻めのリスク管理への転換が1つの選択肢として提示されつつあるともいえる。もとより「リスク管理」とは、リスクをリターンとの関係において正確に評価することであり、そして、リスクを制御しつつ相応のリターンを確保していくことでもある。リスクはまた、金融機関ひとりで負担するべきものでもない。それは、債務者や投資家等とシェアするべきものである。リスク管理とは、活きた経済や市場の中で金融機関が自らのビジネス・モデルを見出していく過程でもある。

- 5. 市場と金融機関のいま1つの結節点は、経営管理のあり方、即ち、ガバナンスである。いまや、ガバナンスは、企業価値を支えるものという以上に、企業価値そのものであるといえる。安定した収益力が自己資本を強化するように、堅牢なガバナンスは企業価値を創出し、企業の市場価値を高める。規制緩和とグローバル化の流れの中で「企業価値」は再定義されつつあり、その中核的要素がガバナンスなのである。外に向かって開かれたガバナンスは、内部の管理態勢と外からの市場規律を結ぶ点となる。
- 6. リスク・リターン特性とガバナンスを結びつけるキーワードは「戦略」である。刻々と変容する環境の中で、自らのリスク選好度(許容度)を見極め、それに直結した戦略を打ち立て、それを確実かつ効果的に実行に移し、企業価値を創出していくこと それが内部統制に期待される現代的な機能なのである。
- 7. しかし、以上のような金融機関経営のあり方は、まずもって「民」の自己責任により決定されるのが基本であることを忘れてはならない。当局の関与は、金融庁の任務である、金融機能の安定、利用者の保護、金融の円滑の観点から必要な範囲においてのみ正当性を有する(金融庁設置法第3条)。例えば銀行であれば、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」のみに検査・監督が必要となる(銀行法第1条)。そして、それとても出発点はあくまでも、金融機関自身の内部管理と外部監査そして市場規律による監視なのである。「官」の関与は限定的であるべきである。
- 8. このような流れの中で、改めて金融検査の基本的考え方を確認しておくことは重要である。
- 9. 金融検査は、金融機関の財務の健全性と業務の適切性を確保するために 実施される。ただ、それもあくまで金融機関自身の内部管理と外部監査そ して市場規律による監視を前提に、それらを補完するものにとどまり(補 強性の原則)、実効性を確保しつつ効率的に実施することを旨としなければ ならない(実効性の原則、効率性の原則)。このような考えに基づく新たな 検査方式(「新検査方式」)への転換を促したのが「金融検査マニュアル」 であった。それが実施に移されてから6年、金融検査の進化はいまだ現在 進行形にある。不良債権問題への緊急対応の中で新検査方式への移行は続 いている。ただ、翻ってみれば、この数年間の歳月は、不良債権問題の嵐 の中を突き進まざるを得なかった金融制度改革の産みの苦しみの過程であ ったと捉えることもできる。もとより、新検査方式は、金利自由化、業務 自由化、そして参入・退出の自由化といった規制緩和がすべて進展した局

面を想定し、なればこそ、事前指導に替わる事後チェック、そして金融機関の自己責任に基づく内部管理態勢(ガバナンス)に焦点を合わせたプロセス・チェックを目指していたのである。規制緩和の最終段階でもあった、参入・退出の自由化過程に時間を要したのも、事柄の性格上、そして内外の状況に鑑みれば、やむを得なかった面はあろう。いずれにせよ、本年4月のいわゆるペイオフ全面解禁により、金融自由化は1つの段階を越える。新たな局面の中で、改めて原点を確認し、新検査方式への移行に推進をかける時期が来ているのである。

- 10. まず金融検査は、あくまでも金融機関自身の自己責任原則に基づく自己管理を前提にした上で、これを「補強」するものにとどめなければならない(補強性の原則)。それは、「民」が自らの発意で活力を見出していく過程を側面から支えるものでなければならない。もとより金融検査マニュアルは、検査の「当局による指導型から金融機関による自己管理型への転換」を目指したものであり、この方向性をさらに揺るぎないものとして定着させていく必要がある。
- 11. また、当局のみならず金融機関の限られた資源を有効利用する観点から、 検査は、効率的・効果的に行われる必要がある(効率性の原則)。特に、局 面が「危機対応」から「未来志向」に転換しつつある中にあって、検査の あり方も、これまでのように信用リスクに重点を置いたものから、より多 面的でありながらメリハリの利いたものへと多様化・高度化させていく必 要がある。
- 12. さらに、多様化・高度化する検査を踏まえ、検査部局は、これまで以上に監督部局との連携を強化し、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に努めていく必要がある(実効性の原則)。もとより、オンサイトの立入検査とオフサイトのモニタリングとの間には、自ずと役割分担がある。オンサイト検査は、金融機関の営業所等に立ち入って実施するものである以上、効率的な運用が強く要請され、従って敢えて現場において確認する必要性の高い項目、例えば態勢面の整備状況などの検証が中心となる。他方、オフサイトのモニタリングは、むしろ、総合的・業態横断的な観点からの、財務上のデータ等を中心とする分析において、比較優位を発揮するのである。
- 13. 以上要すれば、「金融検査において、すべてを検査することは、可能でもなければ、必要でもない」ということなのである。

2. 評定制度の意義

- 14. 金融検査を巡る情勢が、「官」から「民」へ、そして「不良債権問題への緊急対応」からの脱却へ、と局面転換する中にあって、検査のあり方も、「民」、即ち、金融機関自身による自主的な経営改善の動機付け(インセンティブ)に資するようなものに転換していかなければならない。また、金融検査マニュアルが施行されてから6年、累次に亘る検査の結果、金融機関と検査官の目線にも、ある程度の統一感が生まれつつあり、金融機関の自己責任に基づくリスク管理の態勢も整備されつつあるといえる。こうした状況を踏まえると、金融検査の結果について、これまでのような指摘事項の記載に加えて、何らかの段階評価を示すようにすれば、金融機関自身の経営改善に向けて大きな動機付けになるものと考えられる。それはとりもなおさず、検査官にとっても、金融機関との双方向の議論を尽くし、自らの検査結果について説明責任をより一層果たしていく重要な契機となろう。評定制度の意義はまずこうした点にある。
- 15. また、評定結果を、検査の濃淡など、その後の選択的な行政対応に結びつけていけば、動機付けの意味合いが高まるばかりでなく、より効率的かつ実効的な検査を実施できるようにもなる。さらに、金融行政の透明性も高まり、金融機関にとっての予見可能性の向上にも大きく資することが期待される。
- 16. 金融機関を評価することは、格付機関の格付のように民間においても行われているが、その目的やあり方は異なる。民間格付の目的は、投資家や債権者等に対し債務者の債務履行能力を示すことであるのに対し、当局の評定制度の目的は、金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営改善に向けた動機付け等を行うとともに、その結果を検査の濃淡等に反映させていくことにある。従って、当局の評定制度の目的を達成するためには、2つのプロセスが必要となる。まず1つは金融機関を評価することであり、2つ目は評定結果を選択的行政対応に結びつけることである。双方のプロセスが相まって、評定制度の意義が高められるのである。
- 17. 検査に濃淡をつける場合、考えられる項目は、検査頻度、検査範囲、検査深度である。そして、濃淡をつける評価基準のあり方としては、「不良債権問題への緊急対応」から脱却しつつある現在の局面を踏まえれば、資産内容の健全性に偏ることなく、広く、コンプライアンスやリスク管理態勢の要素も取り込んでいく必要がある。

18. さらに、監督上の対応を評定制度と連携させていくことは検査の実効性 確保の観点から重要である。例えば、評定結果を、オフサイト・モニタリ ングの濃淡や報告徴求その他の監督上の対応を検討するための基準や判断 要素として用いていくことが考えられる。

3. 評定制度のあり方

19. 以上を踏まえると、評定制度のあり方を考えるに当たっては、以下の視点が特に重要である。まず、評定制度が、金融機関の自主的な経営改善に向けた動機付けとなっているかという視点である。次に、金融庁、特に金融検査に期待される任務に則った評定制度となっているかという視点、さらに、真に検査の効率性と実効性の向上に資するような制度となっているかという視点である。

(金融機関の規模や特性を踏まえた評価)

- 20. 金融検査は、金融機関の規模や特性、特にリスク・リターン特性に応じたリスク管理のあり方を評価するものであり、機械的・画一的な判断に陥ってはならないのは当然である。また、検査は、金融機関の抱えるリスクの最小化を求めるものでもない。金融機関はむしろ適切なリスク管理を行いながら必要なリスク・テークを行うことが期待されているのである。金融機関がまず自らビジネス・モデルを確立しているか、そして、そのリスク選好度や体力に整合的な戦略目標を設定しているかがポイントなのである。
- 21. 地域の中小企業に対する円滑な資金供給に向けた地域金融機関の取組みやこれらを通じた地域貢献等についても、上述の文脈において理解されるべきものである。いわゆる「地域密着型金融(リレーションシップバンキング)」の本質は、金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより、中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにある。金融当局としては、オフサイト・モニタリングを通じて、こうした地域金融機関による自主的な取組みを含む多面的な評価に基づき総合的に監督するのが基本となる。ただし、検査に際しても、「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」を踏まえ、地域金融機関が、中小企業等と緊密なリレーションシッ

プを築くことなどにより、適切なリスク管理態勢確立に向けて努力を重ねているかを検証していくべきである。

(参考)「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日 金融審議会金融分科会第二部会報告 抜粋)

リレーションシップバンキングのあるべき姿が、質が高くアクセスが容易なリレーションシップバンキングの展開による地域経済の活性化にあるとすれば、中小・地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能(サステイナブル)な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方であると考えられる。

22. いずれにせよ、検査に際しては、これまで以上に監督との連携を強化し、 オフサイト・モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク・リター ン特性を十分踏まえる必要があることは言うまでもない。

(収益力の評価)

- 23. 金融機関経営者がリスクに見合ったリターン確保に努めるべきであるのは当然である。しかし、それを当局が、敢えて検査という手法をもってチェックすべきかどうかは別問題である。金融庁の任務はあくまでも金融機能の安定、利用者の保護、金融の円滑にある。金融当局が個々の金融機関の収益力に関心を持つのは、あくまでもそれが財務の健全性に大きな影響を与えるからである。したがって、金融機関の財務の健全性に改善の必要が認められる場合には、これを改善できるだけの十分な収益力があるか否か、金融システムの中で安定的に存在し得るか否かが検証される必要がある。
- 24. さらに進んで、各金融機関のリスク・リターン特性のあり方そのものに立ち入ることには一定の慎重さが求められる。今日においては、規制緩和、技術革新、グローバル化等の急進展を背景に、金融機関の戦略的な「選択と集中」の幅は急拡大してきており、金融業を機能ごとに、金融製造業、金融流通業、金融情報業等に、アンバンドリング(あるいはリバンドリング)して、金融機関自ら、望むべきリスク・リターンのモデルを選び取る時代となってきているからである。ただ、そのような時代であるからこそ、金融機関には、自らのリスク・リターン特性を正確に見きわめる眼力の強さが要求される。例えば、大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関にあっては、いわゆる「統合リスク管理」等の手法により、自らの抱えるリスクの総体を正確に把握するとともに、リターン獲得に向けたタイムリーな

経営戦略設定ができるような態勢を構築することが不可欠となってきている。もちろん、各金融機関にとってどのようなリスク・リターン特性が望ましいかは、一義的に当局が関与するところのものではない。ただ、各金融機関が自らの体力を見据え、自ら望ましいと考えるリスク・リターン特性を自主的にかつタイムリーに選び取ることのできる能力があるかどうかは、財務の健全性確保の見地から重要な意味を有している。そして、当局の評価はそのような見地から行う必要がある。

(ガバナンスの評価)

- 25. 金融機関の経営管理(ガバナンス)の質は、金融機関経営上も、金融監督上も、決定的重要性を有する。あらゆる経営体は、営利・非営利を問わず、何らかの価値を創造し、その価値をステークホルダー(利害関係者)に対して提供するために存在している。そのようなプロセスの確実性を保証するのが、まさにガバナンスなのである。金融機関とて例外ではない。金融機関のステークホルダーは、まずは預金者であり株主等であり、そしてその利用者等である。ステークホルダーと正面から向き合い、期待される価値を確実に実現し還元していくことこそが、金融機関経営陣に課せられた責務なのである。堅牢なガバナンスが企業価値を創出し企業の市場価値を高める所以であり、外に向かって開かれたガバナンスが金融機関経営の適切性を保証し健全性を高める所以でもある。
- 26. 強固な法令等遵守態勢及びリスク管理態勢を構築する責任は、第一義的 に経営陣にある。経営陣による内部統制とは、金融機関のリスク・リターン特性を的確に見極め、明確な戦略目標を設定し、付随するリスクを正確 に評価しながらタイムリーに制御することを通じて、期待される価値を実現し、ステークホルダーに還元していくことである。このような経営陣主 導の内部統制は、内部管理態勢の隅々にまで行き渡っていなければならず、 それがどこまで貫徹されているかが、まさにガバナンスの評価の目線となるのである。
- 27. ガバナンスが有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織が経営をチェックできていること、部門間の牽制が健全に機能していること等が重要である。更に、各取締役が職務を遂行できる資質(知識、経験、社会的信用等)を備え、十分な責任感やモラルを有していることが前提となる。

4. 評定制度の具体的枠組み

28. 以上を踏まえると、評定制度の具体的枠組みは、別添「評定段階及び着眼点(例)」のとおりとなる。その基本的枠組みは以下のとおりである。

(評定項目等)

- 29. これまでの、いわゆる「マニュアル検査」の結果、金融機関と検査官の 目線にも統一感が生まれつつあること等を踏まえれば、運用の統一性を確 保する観点からも、評定制度の基本的枠組みは現行の金融検査マニュアル に沿ったものとするのが妥当である(別紙「イメージ図」)。
- 30. 同様に、例えば「自己資本比率」や「顧客保護等」などのように、既に 法令等により基準が明確化されており、預金者保護等の観点から特に重要 な項目についても、評定項目として取り込むことが妥当と考えられる。

(評定基準等)

- 31. 評定基準の目線については、プロセス・チェックを基本とする金融検査マニュアルの考え方に則り、管理態勢面に評価の重点を置くものとし、結果としてどの程度の事故・損失等が生じているかは副次的な判断要素にとどめるものとする。
- 32. さらに、ガバナンス重視という観点から、評価に際しては、経営陣による内部統制がどこまで及んでいるかを十分勘案するものとする。
- 33. 評価段階については、A、B、C、Dの4段階とする。このように偶数段階評価とする方が、5段階等の奇数段階評価よりも、甲乙を明確に示すことができ、経営改善に向けた動機付けやメリハリのある行政対応に資するものと考えられる。
- 34. 各段階の大まかな水準感は以下のとおりである。
 - ① A評価は、強固な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
 - ② B評価は、十分な管理態勢が経営陣により構築されている状態、
 - ③ C評価は、経営陣による管理態勢の構築が不十分で、改善の必要が認められる状態、そして、
 - ④ D評価は、管理態勢に欠陥または重大な欠陥が認められる状態。

- 35. 各項目の評定に際しては、各金融機関の規模や特性を踏まえ、機械的・ 画一的な判断に陥らないように留意するべきである。特に、オフサイト・ モニタリング等を通じて得た、各金融機関のリスク・リターン特性を踏ま え、これに見合った実効的な管理態勢が経営陣により構築されているか否 かを評価することが肝要である。
- 36. なお、総合評価については、当面、これは導入しないものとする。評定制度導入当初においては各評価項目のウェイトづけが必ずしも容易でなく、また、総合評価がひとり歩きした場合、無視し得ない風評リスクが生じる可能性も現状では排除し切れないからである。

(選択的行政対応とのリンク)

- 37. 検査は、金融機関の規模や業況等を勘案し、必要に応じて、適時適切に 実施するものであるが、その際、評定結果も、その後の検査の濃淡に反映 させていくものとする。まず検査頻度については、例えば、
 - ① 個別項目において、低評価項目がない場合(例えば、AとB評価しかなく、C以下の評価がない場合)は、平均よりも長い検査周期とする。
 - ② 個別項目において、低評価項目が少ない場合(例えば、A、B、C評価しかなく、かつ、C評価も2つ以下にとどまる場合)は、平均的な検査周期とする。
 - ③ 上記以外の場合は、平均より短い検査周期とする。
 - ④ いずれにせよ、具体的な基準については、評定制度を一定期間実施した上で実態(分布状況等)を踏まえ、最終決定するのが望ましい。
- 38. また、検査範囲等についても、前回検査で高い評価を受け、その後の監督部局のモニタリング等においても問題が認められない項目については、次回検査において検証範囲から除くというように、評定の結果を検証範囲に反映させる。さらに、例えば、自己査定に関連する内部管理態勢について、高い評価結果が得られた場合に、自己査定の検証における抽出率を低下させる等、前回検査で評価の高い項目については、検証深度を限定的なものとし、低い項目については深く掘り下げるというように、評定の結果を検査深度に反映させることとする。
- 39. 評定結果と監督上の対応のリンクについては、まず、検査において何らかの指摘事項があれば、評定結果如何に関わらず、常に銀行法第24条等に基づく報告徴求が行われるが、評定結果は、この24条報告等も踏まえ、

金融機関の業務の健全性や適切性確保に向けた自主的な取組みを早期に促していくための判断要素として用いられることとなる。

(評定手順等)

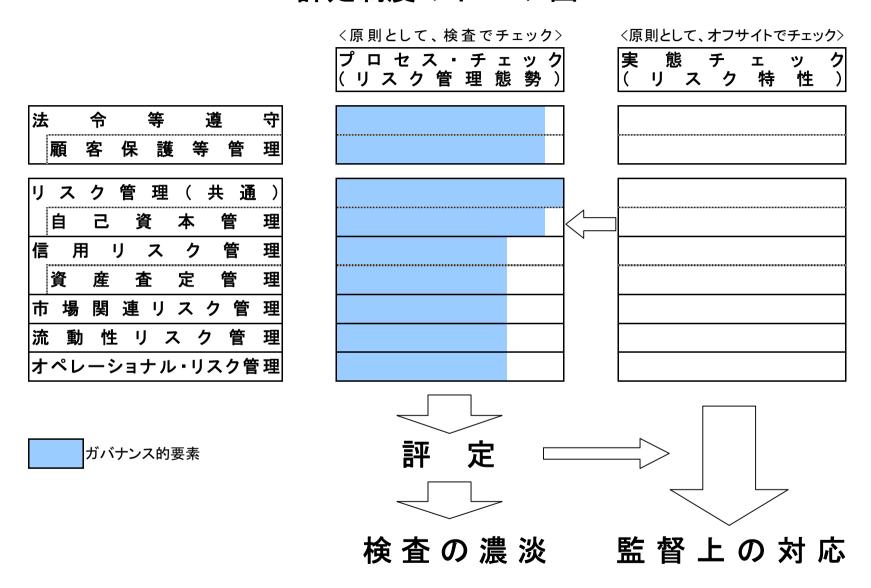
- 40. 検査に際しては、まず検査官が、立入検査期間中に、評定に係る事実関係及びその評価について、被検査金融機関と十分に意見を交換することが重要である。その上で、主任検査官は、立入検査終了の際に行われる、被検査金融機関の経営陣との意見交換(エグジット・ミーティング)において、評定結果についても十分な意見交換を行い、意見の一致点及び相違点を確認するものとする。
- 41. 被検査金融機関は、立入検査終了後、評定結果について意見相違がある場合は、意見申出制度に則り、その旨を検査局長に申し出て審理を求めることができるものとする。
- 42. 最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として、被検査金融機関に通知されることとなる。各金融機関の評定結果は、検査結果そのものであり、対外的には開示されないものとする。

5. 実施時期

43. 預金等受入金融機関に係る検査評定制度は、平成17検査事務年度中に 試行を開始し、平成18検査事務年度以降、速やかに施行に移すのが適当 と考える。試行期間中は、評定に係るデータやノウハウの蓄積に重点を置 くこととし、評定結果そのものは、金融機関に通知されるものの、選択的 な行政対応には反映させないこととする。

以上

評定制度のイメージ図



(注)「中小企業融資」は、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に沿い「信用リスク管理態勢」及び 「資産査定管理態勢」の中で評価する。